

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 1 0 日

設置認可等事務担当 御中

文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学設置室

大学，短期大学及び高等専門学校<sup>の設置等に係る認可の基準の
改正に関する事前連絡について</sup>

「大学，短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」（令和 4 年文部科学省告示第 129 号。以下「改正告示」という。）が令和 4 年 9 月 30 日に公布，同年 10 月 1 日から施行され，平均入学定員超過率による審査基準を，「認可の申請をする年度の 5 月 1 日現在の収容定員の数に対する学生の数の割合」である収容定員充足率による審査基準へ改めたところで

す。
本改正により，今後の審査は収容定員充足率に基づく審査を行うこととなりますが，この度，令和 5 年度及び令和 6 年度に行おうとする国際連携学科等の設置の認可の申請（令和 5 年 3 月・8 月申請）並びに令和 6 年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請（令和 5 年 3 月・6 月申請、医学部の臨時定員増加の認可申請）に係る審査については，改正告示を踏まえた「収容定員充足率による審査基準」または改正告示による改正前の「平均入学定員超過率による審査基準」のいずれかを満たしていればよいこととする経過措置を新たに設ける改正を予定していますので，あらかじめお知らせします。

平均入学定員超過率による審査基準に基づき申請を行う大学等においては，認可申請時の提出書類のほか，「入学定員超過の状況」^{*}の書類を作成の上，提出してください。

※大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和 5 年度開設用）P175～176 を御参照ください。

【本件担当】
高等教育局大学教育・入試課大学設置室
電話：03-5253-4111(内線 2486)